

函館市立中央小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「函館市立中央小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より）

* 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

* 短時間で加害と被害が逆転することも考慮し、当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行う。

◇具体的ないじめの態様

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・ 携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであり、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、「悪ふざけ」という名目で、加害側にはいじめの意識がないように見える、靴等の私物を隠す「いたづら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での人権を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることも必要である。

◇本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 学習規律や生活の約束の徹底により、秩序ある学校集団作りに努めます。
- いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じます。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。
- 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言が児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う指導の充実を図る。

◇重点事項

- (1) 人権学習、道徳教育、情報教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・トラブル予防のための情報モラル教育の充実 等
- (2) 生活習慣・学習習慣の形成（家庭と連携して）
 - ・心身の健康・情緒の安定と、あいさつによる人間関係の向上
 - ・家庭学習習慣の定着による学習意欲の向上 等
- (3) 組織的な授業改善（わかる授業づくり）
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得、TTや習熟度別少人数指導の実施（複数による見取りと指導の充実）
 - ・言語活動の充実（意見を発表し合い、認め合える場面の設定）
 - ・授業評価、学習常規振り返り等の活用 等
- (4) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
 - ・学習常規等の徹底による秩序ある学級集団作り
 - ・体力向上、運動を通じた関係づくり
- (5) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
 - イ 定期的な教育相談のほか、必要に応じてスピード感を持って教育相談を行い、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期発見・早期解決を図る。
 - ウ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導事例交流会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守るとともに、教師の働きかけにより児童に安心感をもたせる。
 - エ 「いじめ・学校生活に関するアンケート」を年3回行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。
 - オ 「ほっと」、「Q-U」、「アセス」等を活用し、児童のコミュニケーション能力や学校生活への適応感、学級生活の満足度等を把握し、指導の改善充実に生かす。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ 当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - オ いじめられている児童の心のケアのために、養護教諭や函館市いじめ等巡回相談員と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア 問題の未然防止、早期発見のため、校外での児童の様子について、日常的に情報交換できる体制づくりを一層進める。

イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれ、各種関係機関で行っている電話相談等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「いじめ等対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部長、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

②「生徒指導事例交流会」

各学期1回及び必要に応じて適時、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

③「学年部会」＜ブロック部会＞

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

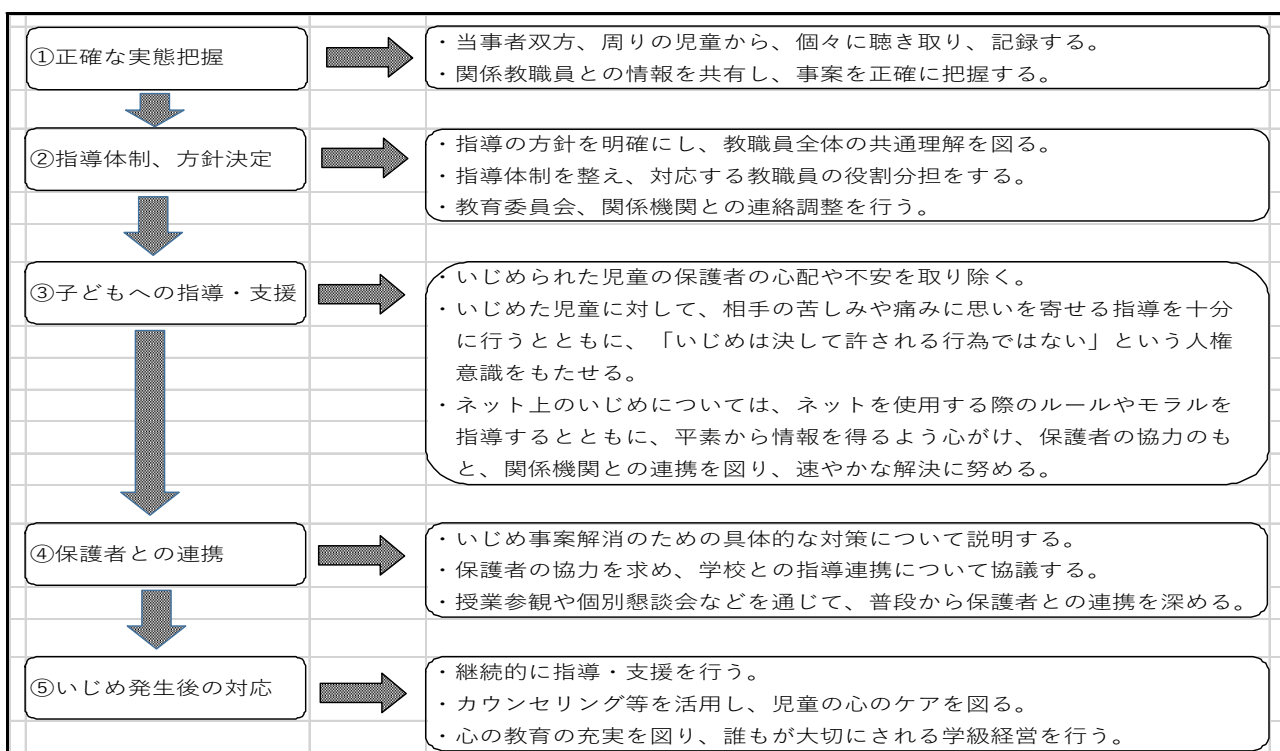
問題が発生した場合、必要に応じて、地域・保護者と連携した「緊急生徒指導委員会」を開催し、対策を協議する。参加メンバーは「校長、教頭、生徒指導部長、PTA会長、町会青少年育成部長」を基本的とする。

5 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ等対策委員会を中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、函館市教育委員会と連携を図り、必要に応じて警察等関係機関と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ



(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ等対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭や函館市いじめ等巡回相談員、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは…

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ等対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、函館市教育委員会へ事態発生について報告する。その後、函館市の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

7 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・ほけん通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を図る。
- ・いじめ防止基本方針を公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ・中学校区校外生活委員会や町会の青少年育成会等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。

8 学校評価における留意事項

次の項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

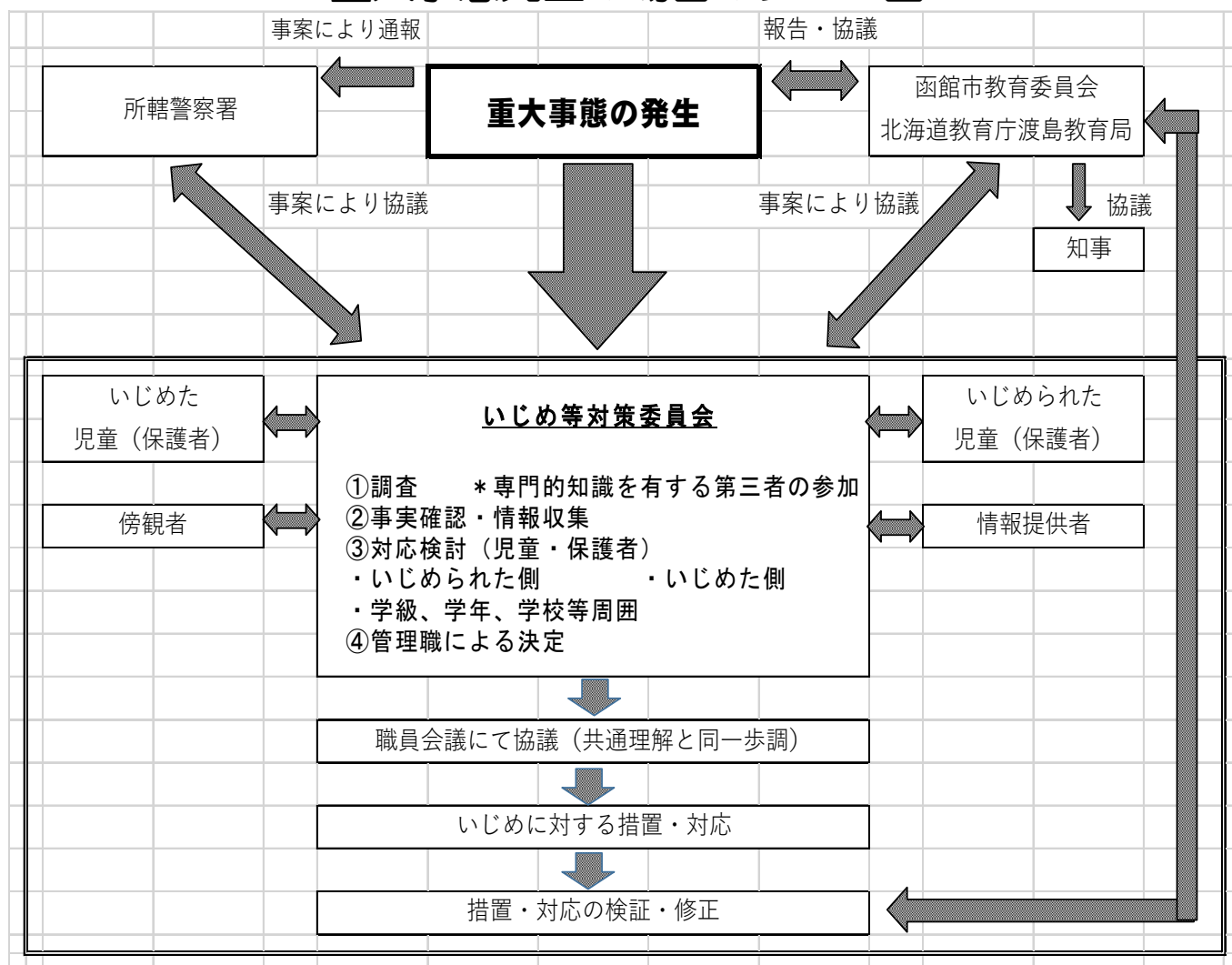
「中央小学校いじめ防止基本方針は適正に策定され、方針に添った取組が適切に行われているか。」

また、保護者アンケートや学校関係者評価においても、いじめ問題についての対応や取組等について評価していただく。

9 重大事態発生時のフロー図

下記のフロー図を参照し、重大事態発生時には、全教職員が一体となった調査・対応にあたる。

重大事態発生の場合のフロー図



* 重大事態の調査主体が、市または北海道教育委員会の場合、それぞれの教育委員会へ資料等の提出に協力する。

* いじめられた児童を優先的に保護し、いじめられた児童や保護者に対して、適時、適切な方法で知り得た情報等を提供・説明する。